

**非居住者に係る暗号資産等取引
情報の自動的交換のための報告
制度（F A Q（報告事項の提供））**

令和 8 年 9 月

国 税 庁

目 次

内容

1 報告事項の提供方法	1
(1) e-Tax での報告事項の提供方法	1
Q1-1-1 e-Tax での報告事項の提供に当たり、利用者が事前に準備すべきことはありますか。	1
Q1-1-2 既に e-Tax を利用している場合、新たに環境設定等をしなくても、「CARF 報告コーナー」を利用して報告事項の提供ができますか。	2
Q1-1-3 CARF 報告コーナー用の事前準備セットアップの内容について、教えてください。	2
Q1-1-4 e-Tax での報告事項の提供方法について教えてください。	2
Q1-1-5 Q1-1-4 の2に記載されている CSV ファイルを読み込み、XML ファイルに変換する機能とは、どのような機能ですか。	3
Q1-1-6 「CARF 報告コーナー」で CSV ファイルを XML ファイルに変換したところ、「CSV のフォーマットが正しくありません。CSV レコード種別の順序または各 CSV レコード種別と対応するカラム数を確認してください。」とメッセージが表示されました。対処方法を教えてください。	3
Q1-1-7 「CARF 報告コーナー」から報告事項を読み込む場合、報告事項の提供データのファイルサイズに制限はありますか。	3
Q1-1-8 複数回送信するときの留意事項を教えてください。	4
Q1-1-9 一度提出したデータを訂正することは可能でしょうか。	4
Q1-1-10 法人が利用可能な電子証明書には何がありますか。	4
Q1-1-11 「CARF 報告コーナー」において、データ送信後に確認できる「即時通知」及び「受信通知」の英訳はありますか。	5
Q1-1-12 e-Tax での CARF 報告が完了したことを確認する方法はありますか。	5
(2) 電子記録媒体での報告事項の提供方法	6
Q1-2-1 電子記録媒体での報告事項の提供方法について教えてください。	6
2 報告事項の提供データ作成	11

Q2-1	XML ファイルや CSV ファイルの作成要領はありますか。	11
Q2-2	MessageRefId の作成ルールについて教えてください。	11
Q2-3	DocRefId の作成ルールについて教えてください。	13
Q2-4	一つの報告事項の提供データファイルに、複数の報告暗号資産交換業者等に係る情報を入力することはできますか。	14
Q2-5	同一の報告暗号資産交換業者等が報告事項の提供データファイルを二つ以上に分けて作成し、提供することができますか。	14
Q2-6	同一の報告暗号資産交換業者等において同一の暗号資産等取引実施者が複数の種類の暗号資産等取引を行った場合、どのように報告事項の提供データを作成しますか。	15
Q2-7	暗号資産等と他の暗号資産等を交換した場合、どのように報告事項の提供データを作成しますか。	15
Q2-8	同一種類の暗号資産等に対して、複数の異なる内容の移転又は受入れがある場合、どのように報告事項の提供データを作成しますか。	16
Q2-9	暗号資産等取引実施者の居住地国が複数国ある場合には、居住地国ごとに報告事項の提供データを作成する必要がありますか。	16
Q2-10	報告事項の提供データの表記方法（言語）について、教えてください。	16
Q2-11	「CryptoAsset」要素に入力する暗号資産等の名称について、統一的なルールはありますか。	17
Q2-12	「Address」要素の入力方法について教えてください。	17
Q2-13	「NumberOfUnits」要素について、小数点以下 6 桁に満たない場合、また 6 桁以下の値がある場合の入力方法について教えてください。	17
Q2-14	「NumberOfTransactions」要素の入力方法について教えてください。	18
Q2-15	「ExchangeType」要素について、入力方法を教えてください。	18
Q2-16	「CryptoTransferIn」の「TransferType」要素について、入力方法を教えてください。	18
Q2-17	「CryptoTransferOut」の「TransferType」要素について、入力方法を教えてください。	19
Q2-18	CtrlPersonType 要素の入力方法について、教えてください。	19
Q2-19	組織再編等により消滅した報告暗号資産交換業者等が既に提出した CARF データを訂正する場合、どのように行うか教えてください。	19

Q2-20	「Amount」要素について、入力すべき金額を教えてください。	20
Q2-21	TIN(納税者番号)が不明な場合の入力方法について、教えてください。	20
Q2-22	「CSV ファイル入力ルール」における「必須/任意」欄が「任意」となっ ている項目については、入力しなくても問題ありませんか。	21
3	その他	22
Q3-1	報告事項の提供データの作成・提供方法に関して、照会窓口等は設置さ れますか。	22
Q3-2	報告事項の提供データの作成時に使用する国（地域）コードについて、 教えてください。	22
Q3-3	報告事項の提供データの作成時に使用する通貨コードについて、教えて ください。	22
Q3-4	報告対象契約に係る報告事項の提供を行った場合、当該報告対象契約が 終了するまでは、毎年報告を行う必要がありますか。	29
Q3-5	報告すべき取引がないことを報告する必要がありますか。	29

1 報告事項の提供方法

(1) e-Tax での報告事項の提供方法

Q1-1-1 e-Tax での報告事項の提供に当たり、利用者が事前に準備すべきことはありますか。

(答)

- e-Tax による「暗号資産等報告枠組み (CARF : Crypto-Asset Reporting Framework)」に係る報告手続の基本的な流れは以下のとおりです。

【CARF 報告の基本的な流れ】

- 1 事前準備 (電子証明書の取得等)
- 2 報告データの作成
- 3 送信
- 4 結果確認

- このうち、「1 事前準備」としては、以下の対応が必要です。

イ e-Tax を利用して CARF に係る報告事項の提供データを送信するには、電子証明書が必要となりますので、事前に取得願います。

なお、IC カードに格納されているタイプの電子証明書を使用する場合は、IC カードリーダーを事前に取得し、IC カードリーダーのセットアップを行う必要があります。

※ 利用可能な電子証明書については、e-Tax ホームページ>ご利用の流れ>電子証明書の取得 (<https://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2.htm>) をご確認ください。

【Q1-1-10 参照】

※ 既に e-Tax を利用されている方で電子証明書を登録済みの方は、電子証明書の登録は不要です。

- ロ e-Tax を初めて利用される方は、開始届出書を作成・提出するとともに、利用者識別番号を取得する必要があります。開始届出書は、e-Tax ホームページの「CARF 報告コーナー」を利用してオンラインで作成・提出することができます。(既に利用者識別番号を取得済みの方は、当該番号をご利用ください。) なお、開始届出書は書面で提出することもできます。

Q1-1-2 既に e-Tax を利用している場合、新たに環境設定等をしなくても、「CARF 報告コーナー」を利用して報告事項の提供ができますか。

(答)

- 「CARF 報告コーナー」を利用して報告事項の提供データを所轄税務署長に提出するためには、「CARF 報告コーナー」用の事前準備セットアップツールのダウンロード及びインストールが必要になります。インストールを実施いただく際には、管理者権限が必要となります。

また、推奨環境等は随時更新されますので、利用の際にご確認いただく必要があります。

Q1-1-3 CARF 報告コーナー用の事前準備セットアップの内容について、教えてください。

(答)

- CARF 報告コーナー用の事前準備セットアップについては、令和 9 年 1 月以降に利用可能となる予定です。詳細につきましては、1 月以降にご案内させていただきます。

Q1-1-4 e-Tax での報告事項の提供方法について教えてください。

(答)

- e-Tax で報告事項を提供する場合、「CARF 報告コーナー」^(※1)を利用してご提出ください。
- 「CARF 報告コーナー」では、以下の 2 機能を提供します。
 - 1 報告暗号資産交換業者等（以下この FAQ において「RCASP」といいます。）が作成した XML ファイルを読み込み、送信する機能
 - 2 RCASP が作成した CSV ファイル^(※2)を読み込み、XML ファイルに変換し、送信する機能

※1 「CARF 報告コーナー」では報告事項の提供データのチェックを行うこととしているため、基本的なデータ不備等のエラーが存在する報告事項の提出を防止することができ、RCASP 及び税務当局双方の事務処理の効率化にもつながります。

なお、独自に開発したシステム等により、XML ファイルを作成し報告する場合であっても、所轄税務署長へ報告いただく前に「CARF 報告コーナー」を利用し、チェックを行うことができますので、ご活用ください。

※2 CSV のフォーマットでは各項目の文字数に上限があるほか、XML のフォーマットでは繰り返し（制限なし）入力が行える特定の項目について、CSV のフォーマットでは、繰り返しの回数を一定回数（5 回）に制限される等の制限事項が

あります。

Q1-1-5 Q1-1-4 の2に記載されている CSV ファイルを読み込み、XML ファイルに変換する機能とは、どのような機能ですか。

(答)

- 国税庁ホームページ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>暗号資産等報告枠組み (CARF) に基づく自動的情報交換に関する情報 (「CARF コーナー」)>報告事項の提供方法等 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/carf/teikyohouhou.htm>) に掲載している「CSV ファイル入力ルール」に基づいて作成された CSV ファイルを XML ファイルに変換し、変換後の XML ファイルを保存する機能です。
変換した XML ファイルは、CARF 報告コーナーから e-Tax を利用して、提出可能です。

Q1-1-6 「CARF 報告コーナー」で CSV ファイルを XML ファイルに変換したところ、「CSV のフォーマットが正しくありません。CSV レコード種別の順序または各 CSV レコード種別と対応するカラム数を確認してください。」とメッセージが表示されました。対処方法を教えて下さい。

(答)

- ご質問のエラーメッセージは作成された CSV ファイルが「CSV ファイル入力ルール」に定めたフォーマットに従っていない場合に表示されます。例えば、各レコードが CSV レコード種別の昇順に入力されていない又は CSV ファイルで使用されている「, (カンマ)」の数が、本来あるべき数に比べて多い若しくは少ない場合等が想定されます。
- CSV ファイルを作成される際に、各項目で「, (カンマ)」を使用する場合には必ず各項目の前後を「" (ダブルクォーテーション)」で囲んでください。
例 (Contact 要素): "TARO KOKUZEI, 03-3581-4161, (extXXXX), National Tax Agency, 3-1-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8978, JAPAN"
- CSV ファイルの作成に当たっては、国税庁ホームページ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>暗号資産等報告枠組み (CARF) に基づく自動的情報交換に関する情報 (「CARF コーナー」)>報告事項の提供方法等 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/carf/teikyohouhou.htm>) に掲載している「CSV ファイル作成に当たっての留意事項」をご確認ください。

Q1-1-7 「CARF 報告コーナー」から報告事項を読み込む場合、報告事項の提供データのファイルサイズに制限はありますか。

(答)

- 「CARF 報告コーナー」で取り扱う XML ファイルサイズの制限は 19MB となります。

19MB を超える場合はファイルを分割していただく必要があります。【Q2-5 参照】

Q1-1-8 複数回送信するときの留意事項を教えてください。

(答)

- 同一のファイル(MessageRefId^(※1)や DocRefId^(※2)が重複するようなファイル)を2回以上送信した場合は、原則としてエラーとなるので、国税庁から後日再送信をお願いします。

※1 MessageRefId は報告データ単位の識別子であり、一意に設定する必要があります。

※2 DocRefId は各報告項目(RCASP等)単位で設定する識別子であり、原則として一意に設定する必要がありますが、ファイル分割時の取扱いについてはQ2-5をご参照ください。

Q1-1-9 一度提出したデータを訂正することは可能でしょうか。

(答)

- 当初報告いただいたデータに誤り等があり、報告済みのデータを訂正する必要がある場合には、報告事項の訂正データの送信をお願いします。

国税庁ホームページ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>暗号資産等報告枠組み(CARF)に基づく自動的情報交換に関する情報(「CARF コーナー」)>報告事項の提供方法等(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/carf/teikyohouhou.htm>)に掲載している「報告事項の修正事項に係る事例集」をご参照ください。

- 同一のファイル(MessageRefIdやDocRefIdが重複するようなファイル)を送信した場合は、原則としてエラーとなるので、国税庁から後日再送信をお願いします。【Q1-1-8 参照】

Q1-1-10 法人が利用可能な電子証明書には何がありますか。

(答)

- 法人の方が利用可能な電子証明書については、e-Tax ホームページ>お問い合わせ>よくある質問(Q&A)>2.利用に当たっての事前準備>法人が利用可能な電子証明書には、法人代表者のマイナンバーカードまたは「スマートフォンのマイナンバーカード」以外に何がありますか。(<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/yokuaru02/07.htm>)をご確認ください。

Q1-1-11 「CARF 報告コーナー」において、データ送信後に確認できる「即時通知」及び「受信通知」の英訳はありますか。

(答)

- 即時通知及び受信通知の記載項目に係る英訳（仮訳）は次のとおりです。

【即時通知】 (Immediate notice)

和文	English
利用者識別番号（送信者）	User Identification number (Sender)
受付日時	Reception date/time
受付ファイル名	File name
受付番号	Reception number
エラー情報	Error information

【受信通知】 (Reception notice)

和文	English
提供先	Tax office
利用者識別番号	User identification number
氏名又は名称	Name
住所又は本店等所在地	Address or a location of head office
受付番号	Reception number
受付日時	Reception date/time
報告対象年分	Reporting year
（例）令和8年分	(e. g.) 2026 calendar year
報告件数	Number of CryptoAsset
種目	Description

Q1-1-12 e-Tax での CARF 報告が完了したことを確認する方法はありますか。

(答)

- e-Tax の「CARF 報告コーナー」にある「メッセージボックスの確認」ボタンより、利用者識別番号・暗証番号を入力しログイン後、送信後の受信通知を確認することができます。こちらで手続名欄が「非居住者に係る暗号資産等取引情報の報告」となっているメッセージを受信し、受付結果欄が「受付完了」となっていれば、e-Tax での報告が完了したことになります。

また、受付結果欄に「エラー情報あり」と表示されている場合は、メッセージからエラー内容を確認し、訂正を行った上で、再送信してください。

なお、CARF 報告と同時に電子証明書の更新を行った場合は、手続名欄が「電子証明

書更新」と「非居住者に係る暗号資産等取引情報の報告」の2通のメッセージを受信していることを確認してください。

- 上記メッセージを受信し、e-TaxでのCARF報告がエラーなく完了している場合でも、内容の確認のために、国税庁から後日ご連絡する場合があります。

(2) 電子記録媒体での報告事項の提供方法

Q1-2-1 電子記録媒体での報告事項の提供方法について教えてください。

(答)

- 可能な限り e-Tax による提出をお願いします。
- 電子記録媒体で提出していただく場合、CD-R、DVD-R のみが受付可能です。書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション方式）としてください。
- ファイル形式は XML 形式のみが受付可能です。
- ファイル名は、MessageRefId+作成年月日（YYYYMMDD）.xml としてください。

例：JP2026JPCN700001205000200120270301.xml

- XML ファイルのサイズの制限は、19MB となります。19MB を超える場合は、ファイルを分割して作成し、電子記録媒体に格納してください。
- 提出される XML ファイルについては、自己複合型暗号方式により、暗号化を行っていただくようお願いします。

※ 自己複合型暗号化方式とは、ファイルの暗号化処理を行う際に、パスワードを設定して暗号化処理を行い、暗号化ファイルを受け取った者は、暗号化ソフトがなくても、パスワードを入力することにより、閲覧等を可能とする（復号化）方式をいいます。

- 電子記録媒体は、報告暗号資産交換業者等ごとに提出していただく必要があります。
- 次葉の「[光ディスク（非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告用）送付書](#)」に、必要事項を記載し、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 10 第 1 項の規定に基づき、報告暗号資産交換業者等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に、電子記録媒体とともに提出してください。

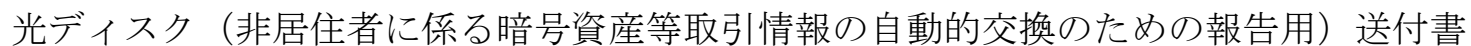
なお、提出いただく電子記録媒体のレーベル面には、以下の「レーベル面記載事項」の記載をお願いします。

【レーベル面記載事項】

項目等	記載例
(1) 報告暗号資産交換業者等の名称	国税コイン株式会社
(2) 提出年月日	令和 9 年 3 月 10 日

(3) 格納したファイル数	1 件
(4) 「CARF」と記載	CARF

- 提出された電子記録媒体は返却できません。

8

**光ディスク（非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告用）送付書
記載要領等**

1 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 10 第 1 項の規定に基づき、報告暗号資産交換業者等が報告事項を報告暗号資産交換業者等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に光ディスクを提出する方法により提供する場合は、当該光ディスクにこの送付書を添付して当該所轄税務署長に提出してください。

2 この送付書は、次により記載してください。

(1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律第 10 条の 10 第 1 項に規定する報告暗号資産交換業者等の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 「GIIN」欄は、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づき米国税務当局から GIIN（Global International Identification Number）を取得している場合に、当該番号を記載してください。

(3) 「法人番号」欄は、法人番号を保有している場合に、当該番号を記載してください。

(4) 「金融商品取引業者登録番号」欄は、金融商品取引業者登録番号を保有している場合に、「所管コード（2 桁）＋登録番号」の形式で記載してください。

※所管コード

金融庁:11、北海道財務局:12、東北財務局:13、関東財務局:14、東海財務局:15、北陸財務局:16、近畿財務局:17、中国財務局:18、四国財務局:19、九州財務局:20、福岡財務支局:21、沖縄総合事務局:22

※記載例

登録番号が関東財務局長（金商）第 1234567 号（関東財務局所管）の場合
記載する番号：141234567

(5) 「この光ディスクについて応答できる方」の「所在地」、「氏名又は名称」及び「所属部署名及び担当者名」欄に必要事項を記載してください。なお、「報告暗号資産交換業者等」各欄に記載した内容と重複するものがある場合は、「同左」と記載して差し支えありません。

(6) 「令和____年分」は、光ディスクに記録した租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 10 第 2 項に規定する報告対象契約について、12 月 31 日において報告対象契約を締結している（又は締結していた報告対象契約が終了した）年を記載してください。

(7) 「媒体種別」欄は、提出しようとする光ディスクの種別にチェックを入れてください。

(8) 「ファイル名」欄は、光ディスクに格納した全ての XML ファイルについて、ファイ

ル名のうち拡張子「.xml」を除く部分を「JP20」に続けて左詰めで1字ずつ記載してください。なお、ファイル名は、MessageRefId+作成年月日（YYYYMMDD形式）.xml としてください。

例：JP2026JPCN123456789012300120270301.xml

(9) 「報告件数」欄は、光ディスクに記録した関連取引数（CryptoAsset タグの数）の合計をファイルごとに記載してください。

(10) 「区分」欄は、新規又は訂正のいずれかを丸で囲んでください。

イ 新たに XML ファイルを提出する場合

新規を丸で囲んでください。また、データを分割して複数の XML ファイルを格納した場合には、全てのファイル名に対して新規を丸で囲んでください。

ロ 提出済みの XML ファイルを訂正するための XML ファイルを格納した場合

訂正を丸で囲み、「備考」欄に既に提出した XML ファイルに係る MessageRefId を記載してください。

(11) 「備考」欄には、その他参考となるべき事項を記載してください。

(12) ※欄には、何も記載しないでください。

2 報告事項の提供データ作成

Q2-1 XML ファイルや CSV ファイルの作成要領はありますか。

(答)

- 各報告項目の入力内容につきましては、国税庁ホームページ＞税の情報・手続・用紙＞税について調べる＞国際税務関係情報＞暗号資産等報告枠組み (CARF) に基づく自動的情報交換に関する情報 (「CARF コーナー」＞報告事項の提供方法等 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/carf/teikyohouhou.htm>)) に掲載している以下の資料に従ってください。

また、e-Tax 等での報告事項の提供については、「CARF 報告コーナー」をご活用ください。

なお、報告事項を提供する場合には、令和 7 年 7 月に OECD の公表した「Crypto-Asset Reporting Framework XML Schema Version 1.5」及び「Crypto-Asset Reporting Framework User Guide Version 2.0」に準拠していただく必要があることにご留意ください。

- ・ 「Crypto-Asset Reporting Framework User Guide Version 2.0」 (「暗号資産等報告枠組みユーザーガイド (仮訳)」)
- ・ XML ファイルエラー概要
- ・ XML ファイル入力ルール (令和 8 年 9 月)
- ・ サンプル XML ファイル
- ・ CSV ファイル作成に当たっての留意事項
- ・ CSV ファイル入力ルール (令和 8 年 9 月)
- ・ サンプル CSV ファイル

Q2-2 MessageRefId の作成ルールについて教えてください。

(答)

- CARF 報告において使用する識別子 (ID) には、主に以下の 2 種類があります。
 - ・ MessageRefId : 報告データ (ファイル) 単位で設定する識別子
 - ・ DocRefId : 各報告項目 (RCASP 及び暗号資産等取引実施者 (以下この FAQ において CryptoUsers といいます。) 等) 単位で設定する識別子これらの ID の報告データでの付番イメージは以下のとおりです。

【ID の付番イメージ】

<一つのメッセージ（報告データ）>

要素		入力値
MessageRefId		JP2026XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX001
RCASP		
	DocRefId	JP2026XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX001CP0000001
CryptoUsers		
	DocRefId	JP2026XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX001CU0000001（ユーザーA）
	RelevantTransactions	（ユーザーA の取引 1）
	RelevantTransactions	（ユーザーA の取引 2）
	...	
	DocRefId	JP2026XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX001CU0000002（ユーザーB）
	RelevantTransactions	（ユーザーB の取引）

※ 同一の暗号資産等取引実施者について、取引の違いのみを理由として、CryptoUsers 要素を分割することは行わないでください。

- MessageRefId は、一意性を確保するため、メッセージごとに異なる MessageRefId を作成してください。

次の項目を組み合わせた一意のコードを入力してください。

- 1 日本の国コード「JP」
- 2 当該報告の報告基準年西暦4桁
- 3 イ 法人番号を有している者

JPCN+法人番号13桁+3桁の一連番号

例：JP2026JPCN7000012050002001

- ロ 法人番号を有しておらず、米国税務当局から GIIN(Global Intermediary Identification Number)を取得している者

GIIN+GIIN 番号19桁+3桁の一連番号

例：JP2026GIIN123ABC.00000.BR.826001

- ハ 上記イ及びロに該当せず、金融商品取引業者登録番号を取得している者

TRBG+所管コード(2桁)+金融商品取引業者登録番号+3桁の一連番号

※所管コード

金融庁：11、北海道財務局：12、東北財務局：13、関東財務局：14、東海財務局：15、北陸財務局：16、近畿財務局：17、中国財務局：18、四国財務局：19、九州財務局：20、福岡財務支局：21、沖縄総合事務局：22

例：JP2026TRBG141234567001

- ニ 上記イ～ハに該当しない者

GUID+グローバル一意識別子（報告者が独自に生成する 36 桁）+ 3 桁の一連番号又は、NAME+名称等 36 桁以下の一意の値+ 3 桁の一連番号

例 1 : JP2026GUIDXXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXXXXXXXXXX001

例 2 : JP2026NAMENational-Tax-Agency123456001

※ 末尾 3 桁は、001～999 の間の任意の数字としてください。ただし、過去に使用した「MessageRefId」と重複しないよう数字を調整してください。

※ 国税庁によるチェックの結果、MessageRefId が上記要領に則って作成されていない場合、又は他の RCASP と重複した場合には、再提出していただく必要があります。

※ 本項目で利用できる文字は、0～9、A～Z、a～z、“-”、“.”のみですので、ご注意ください。

Q2-3 DocRefId の作成ルールについて教えてください。

(答)

○ レコード単位の一意の識別子である DocRefId については、報告暗号資産交換業者等の情報を入力いただく RCASP 部と暗号資産等取引実施者の情報を入力いただく CryptoUsers 部ごとにそれぞれ一意のコードを入力いただく必要があります。

○ RCASP 部の DocRefId については、MessageRefId+CP+ 7 桁の一連番号で作成してください。なお、ファイル分割時の取扱いについては Q2-5 をご参照ください。

「DocRefId」= 1 + 2 + 3

1 MessageRefId

2 CP

3 7 桁の一連番号 例 : 0000001

例 : JP2026JPCN7000012050002001CP0000001

○ CryptoUsers 部の DocRefId については、MessageRefId+CU+ 7 桁の一連番号で作成してください。

「DocRefId」= 1 + 2 + 3

1 MessageRefId

2 CU

3 7 桁の一連番号 例 : 0000001

例 : JP2026JPCN7000012050002001CU0000001

※ 国税庁によるチェックの結果、DocRefId が上記要領に則って作成されていない場合、又は他の RCASP と重複した場合には、再提出していただく必要があります。

Q2-4 一つの報告事項の提供データファイルに、複数の報告暗号資産交換業者等に係る情報を入力することはできますか。

(答)

- 一つの報告事項の提供データファイルには、複数の RCASP に係る情報を入力しないでください。

Q2-5 同一の報告暗号資産交換業者等が報告事項の提供データファイルを二つ以上に分けて作成し、提供することができますか。

(答)

- 報告事項の提供は、一度に提供いただくのが原則ですが、Q1-1-7 に記載のとおり、ファイルサイズが 19MB を超える場合は、ファイルを分割して提供いただく必要が生じる場合があります。
- この場合、1 ファイル目に入力した RCASP の名称等に係る情報については変更を行う必要がないため、2 ファイル目以降の RCASP の DocTypeIndic には「OECD0」（再送信）を入力します。また、2 ファイル目以降の RCASP の DocRefId については、当該報告の MessageRefId を基に作成するのではなく、1 ファイル目の RCASP の DocRefId と同じものを使用する点に留意願います。この場合、RCASP の DocRefId は重複しますが、エラーとはなりません。【Q1-1-8 参照】
追加する報告事項については、CryptoUsers の DocTypeIndic を「OECD1」（新規）として提供してください。
- 同一の報告対象年分の報告事項の提供については、e-Tax による提出又は電子記録媒体での提出のどちらかに統一していただくよう願います。

【例】

	報告 1	報告 2
MessageSpec		
MessageRefId	JP2026JPCN7000012050002001	JP2026JPCN7000012050002002
MessageTypeIndic	CARF701（新規情報有）	CARF701（新規情報有）
RCASP		
Name	National Tax Agency	National Tax Agency
DocTypeIndic	OECD1（新規）	OECD0（再送信）
DocRefId	JP2026JPCN7000012050002001CP0000001	JP2026JPCN7000012050002001CP0000001
CorrDocRefId		
CryptoUsers		
DocTypeIndic	OECD1（新規）	OECD1（新規）
DocRefId	JP2026JPCN7000012050002001CU0000001	JP2026JPCN7000012050002002CU0000001

CorrDocRefId		
FirstName	Taro	Jiro
LastName	Kokuzei	Kokuzei
Amount	1000000.00	20000.00
Attributes- currCode	JPY	USD

※ MessageRefId が異なるため、CryptoUsers の DocRefId は同一の連番であっても重複には該当しません。

Q2-6 同一の報告暗号資産交換業者等において同一の暗号資産等取引実施者が複数の種類の暗号資産等取引を行った場合、どのように報告事項の提供データを作成しますか。

(答)

- 1 同一の暗号資産等取引実施者の取引において、暗号資産等の種類が異なる場合や、「ExchangeType」要素、「TransferType」要素、「AltValuation」要素、又は「Amount」要素の属性の「currCode」が異なる場合には、それぞれの種類ごとに年間の合計取引件数、合計金額及び総数量を集計し報告してください。
- 2 上記1で集計した単位ごとに「RelevantTransactions」を繰り返して入力してください。

Q2-7 暗号資産等と他の暗号資産等を交換した場合、どのように報告事項の提供データを作成しますか。

(答)

- 暗号資産同士の交換取引（Crypto-to-Crypto）について、交換元及び交換先の双方の暗号資産等についてグロス（総額）で報告する必要があります。
具体的には、一つの交換取引について、以下の二つの要素（Crypto-to-Crypto-In /Crypto-to-Crypto-Out）を対にして報告してください。

[交換先の暗号資産（取得した暗号資産）]

- ・Crypto-to-Crypto-In要素に、取得した暗号資産等の名称、総数量及び公正市場価値額の合計金額並びに交換取引の合計取引件数を入力してください。

[交換元の暗号資産（処分した暗号資産）]

- ・Crypto-to-Crypto-Out要素に、処分した暗号資産等の名称、総数量及び公正市場価値額の合計金額並びに交換取引の合計取引件数を入力してください。

Q2-8 同一種類の暗号資産等に対して、複数の異なる内容の移転又は受入れがある場合、どのように報告事項の提供データを作成しますか。

(答)

- 1 暗号資産等の移転又は受入れについては、「RelevantTransactions」内の、「CryptoTransferIn」又は「CryptoTransferOut」で報告してください。
- 2 その際に同一ユーザーの取引において、「TransferType」要素、「AltValuation」要素、「Amount」要素の属性の「currCode」が複数存在する場合には、それぞれの組合せごとに、「RelevantTransactions」を繰り返し入力してください。

Q2-9 暗号資産等取引実施者の居住地国が複数国ある場合には、居住地国ごとに報告事項の提供データを作成する必要がありますか。

(答)

- 暗号資産等取引実施者の居住地国が複数国ある場合には、XML 要素<CryptoUsers><UserID><Individual>又は<Entity>内の<ResCountryCode>要素を居住地国分繰り返して国コードを記載いただくことで複数国分の報告が可能です。実質的支配者がいる場合で、その居住地国が複数国ある場合は、<ControllingPerson><Individual>内の<ResCountryCode>要素を居住地国分繰り返してください。
- CSV ファイルを作成し、「CARF 報告コーナー」で XML ファイルに変換して報告いただく場合については、国税庁ホームページ>税の情報・手続・用紙>税について調べる>国際税務関係情報>暗号資産等報告枠組み (CARF) に基づく自動的情報交換に関する情報 (「CARF コーナー」)>報告事項の提供方法等 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shirabe/ru/kokusai/carf/teikyohouhou.htm>) に掲載している「CSV ファイル入力ルール」の「3 各ブロックの説明 (3)CryptoUsers (暗号資産等取引実施者情報)」カラム位置 3 の ResCountryCode に、記載する国コードを「/ (スラッシュ)」で区切った上で、複数入力いただき、変換していただくことで対応可能です。実質的支配者がいる場合で、その居住地国が複数国ある場合は、「CSV ファイル入力ルール」 「3 各ブロックの説明 (4) ControllingPerson (実質的支配者情報)」カラム位置 2 の ResCountryCode に同様に入力ください。

Q2-10 報告事項の提供データの表記方法 (言語) について、教えてください。

(答)

- ラテン語のアルファベット表記 (英語表記) での作成をお願いします。日本語からアルファベットへの変換は、原則として、ヘボン式により変換し、半角での表記をお願いします。
- 具体的には、以下の Unicode の文字コード表で定める文字が使用可能です。■で網掛けしている文字については、MessageRefId 内においては使用できない文字となります

ので、ご留意願います。

【報告に使用可能な文字】

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
0000	NUL	SOH	STX	ETX	EOT	ENQ	ACK	BEL	BS	HT	LF	VT	FF	CR	SO	SI
0010	DLE	DC1	DC2	DC3	DC4	NAK	SYN	ETB	CAN	EM	SUB	ESC	FS	GS	RS	US
0020	SP	!	"	#	\$	%	&	'	(	)	*	+	,	-	.	/
0030	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	:	;	<	=	>	?
0040	@	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
0050	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	[	¥	]	^	_
0060	`	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o
0070	p	q	r	s	t	u	v	w	x	y	z	{		}	~	DEL

Q2-11 「CryptoAsset」要素に入力する暗号資産等の名称について、統一的なルールはありますか。

(答)

- 1 DTIF ホームページ (<https://dtif.org/>) に登録されている DTI (Digital Token Identifier : デジタルトークン識別子) を入力してください。
- 2 暗号資産等が、1 に登録されていない場合、当該暗号資産等の名称 (フルネーム) をフリーテキストで入力してください。

Q2-12 「Address」要素の入力方法について教えてください。

(答)

- 1 CARF スキーマの「Address」要素は、固定形式の住所情報の要素 (AddressFix) を用いて入力する仕様のため、原則として「AddressFix」内の各要素に該当する住所情報を入力してください。
- 2 その際に「City」要素は入力必須項目となります。
- 3 AddressFix の各要素のみでは表現しきれない情報がある場合には、AddressFix を入力したうえで、「AdditionalAddressInfo」要素に追加して入力してください。
なお、AdditionalAddressInfo は AddressFix と併用する場合にのみ使用可能となります。

Q2-13 「NumberofUnits」要素について、小数点以下 6 桁に満たない場合、また 6 桁以下の値がある場合の入力方法について教えてください。

(答)

- 「NumberofUnits」要素は、その取引類型に係る報告対象年度における取引数量を入力します。

- 小数点以下の値は最大 6 桁まで入力可能ですが、小数点以下 6 桁に満たない場合は、当該値をそのまま入力してください。また、小数点以下の値が 6 桁を超える場合については、報告者が採用する標準的な端数処理方法に基づき、一貫した方法で報告してください。

Q2-14 「NumberOfTransactions」要素の入力方法について教えてください。

(答)

- 「NumberOfTransactions」要素は、その取引類型に係る報告対象年度における取引件数を入力します。

すなわち、CryptotoFiatIn/CryptotoFiatOut には、法定通貨を対価として暗号資産等を取得又は処分した取引件数を入力します。

他方、暗号資産等と他の暗号資産等を交換した取引については、上記には含めず、CryptotoCryptoIn / CryptotoCryptoOut において取引件数を報告します。

Q2-15 「ExchangeType」要素について、入力方法を教えてください。

(答)

- 取引形態に応じて、以下のいずれかのコードを選択して入力します。
- CARF401：暗号資産のステーキング関連取引の場合
 - CARF402：暗号資産の貸付関連取引の場合
 - CARF403：暗号資産のラッピング関連取引の場合
 - CARF404：担保取引の場合

Q2-16 「CryptoTransferIn」の「TransferType」要素について、入力方法を教えてください。

(答)

- 当該暗号資産の受入取引の性質に応じて、以下のいずれかのコードを選択して入力します。
- CARF501：無償配布（エアドロップ）として受領した暗号資産の場合
 - CARF502：ステーキング報酬として受領した暗号資産の場合
 - CARF503：マイニング報酬として受領した暗号資産の場合
 - CARF504：暗号資産の貸付取引（ローン）に関連して受領した暗号資産の場合
 - CARF505：他の RCASP から移転された暗号資産の場合
 - CARF506：財又はサービスの対価として受領した暗号資産の場合
 - CARF507：担保として差し入れられた暗号資産の場合
 - CARF508：上記のいずれの区分にも該当しない暗号資産等の受入取引の場合
 - CARF509：RCASP が、当該受入取引の種別を把握していない場合のデフォルト値と

して選択

Q2-17 「CryptoTransferOut」の「TransferType」要素について、入力方法を教えてください。

(答)

- 当該暗号資産の移転取引の性質に応じて、以下のいずれかのコードを選択して入力します。
 - ・ CARF601：他の RCASP への移転（暗号資産等を他の RCASP に移転する場合）
 - ・ CARF602：暗号資産等の貸借取引（暗号資産等の貸付又は借入を行う取引）
 - ・ CARF603：財又はサービスの購入（報告対象小売決済取引として報告済みの取引を除く）
 - ・ CARF604：暗号資産等を担保として提供する取引
 - ・ CARF605：上記のいずれの取引類型にも該当しない取引
 - ・ CARF606：RCASP が当該移転の取引の性質に関する情報を保有していない場合のデフォルト値として選択

Q2-18 CtrlgPersonType 要素の入力方法について、教えてください。

(答)

- 実質的支配者の類型に基づき、それぞれの項目を入力してください。
 - ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 11 条第 2 項第 1 号に該当する実質的支配者・・・・・・・・CARF801
 - ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 11 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する実質的支配者・・・CARF802
 - ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 11 条第 2 項第 4 号に該当する実質的支配者・・・・・・・・CARF803
- 実質的支配者が複数ある場合は、データ要素を複数回繰り返して入力してください。
- 詳細につきましては、国税庁ホームページ＞税の情報・手続・用紙＞税について調べる＞国際税務関係情報＞暗号資産等報告枠組み（CARF）に基づく自動的情報交換に関する情報（「CARF コーナー」）＞報告事項の提供方法等（https://www.nta.go.jp/taxes/s_hiraberu/kokusai/carf/teikyohouhou.htm）に掲載している「XML ファイル入力ルール」をご参照ください。

Q2-19 組織再編等により消滅した報告暗号資産交換業者等が既に提出した CARF データを訂正する場合、どのように行うか教えてください。

(答)

- 前提 ・ 暗号資産交換業者 A が CARF データを提出。

- ・暗号資産交換業者 A と暗号資産交換業者 B が合併し、A が消滅、B が存続。
 - ・暗号資産交換業者 A が提出した CARF データに訂正すべき事項が判明。
- 訂正事項を既に提出していただいた暗号資産交換業者 A の CARF データに反映させるため、次のように報告してください。

1 訂正データを e-Tax で提出する場合

暗号資産交換業者 A の訂正データを作成していただき、e-Tax ホームページ「CARF 報告コーナー」「ファイルの選択」画面の「報告者」欄に、暗号資産交換業者 A の情報を入力してください。同画面の「その他参考となるべき事項」欄に、組織再編により暗号資産交換業者 A 消滅のため暗号資産交換業者 B が暗号資産交換業者 A の訂正データを提出する等の参考事項を入力してください。「ログイン」画面の利用者識別番号以降は、暗号資産交換業者 B の情報を入力してください。

2 訂正データを電子記録媒体で提出する場合

暗号資産交換業者 A の訂正データを作成していただき、光ディスク送付書「報告暗号資産交換業者等」欄に暗号資産交換業者 A の情報を記載の上、「備考欄」に、組織再編により暗号資産交換業者 A 消滅のため暗号資産交換業者 B が暗号資産交換業者 A の訂正データを提出する等の参考事項を記載してください。

Q2-20 「Amount」要素について、入力すべき金額を教えてください。

(答)

- 「Amount」要素には、取引類型に応じた金額^(※1、2、3)を入力してください。

※1 暗号資産の売却、購入及び他の暗号資産等との交換に係る取引の場合：

取引手数料を控除した金額

※2 それ以外の取引（暗号資産の移転等）の場合：当該取引の総額

※3 金額が 10,000 円であった場合は「10000.00」と入力。

Q2-21 TIN（納税者番号）が不明な場合の入力方法について、教えてください。

(答)

- TIN の入力が必要になるのは、「RCASP」内の「RCASP ID」と「Crypto Users」内の「User ID」及び「ControllingPerson」における「TIN」要素になります。作成するファイルに応じて、それぞれ以下のとおり入力してください。

[XML ファイル]

TIN が不明な場合は、「TIN」要素に“NOTIN”と入力し、併せて“unknown”属性要素に「true」を入力してください。

[CSV ファイル]

TIN 欄に“NOTIN”を入力することで、システム上“unknown=true”が自動的に設定されるため、報告者が“unknown”属性を別途入力する必要はありません。

- なお、各国の納税者番号制度の有無については、国税庁ホームページ＞税の情報・手続・用紙＞税について調べる＞国際税務関係情報＞共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換に関する情報（「CRS コーナー」）＞OECD 公開情報（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/oecd.htm>）に掲載している「各国・地域の納税者番号制度に関する情報（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/pdf/nouzeibangou.pdf>）」や「各国の TIN（納税者番号）に関する情報（OECD ホームページ）（<https://www.oecd.org/en/networks/global-forum-tax-transparency/resources/aeoi-implementation-portal/tax-identification-numbers.html>）」をご確認ください。

Q2-22 「CSV ファイル入力ルール」における「必須/任意」欄が「任意」となっている項目については、入力しなくても問題ありませんか。

（答）

- 「CSV ファイル入力ルール」の「必須/任意」欄については、データ定義について記載しておりますので、入力の可否について記載しているものではありません。
- 「必須/任意」欄が任意とされている項目についても、該当する情報がある場合は必ず入力してください。

3 その他

Q3-1 報告事項の提供データの作成・提供方法に関して、照会窓口等は設置されますか。

(答)

- CARF の報告事項の提供データ等に関する質問は「国税庁長官官房国際業務課 情報交換第三係 03-3581-4161（内線 3236、3463）」へご照会ください。

Q3-2 報告事項の提供データの作成時に使用する国（地域）コードについて、教えてください。

(答)

- 報告事項の提供データの作成時に使用する国（地域）コードは、ISO 3166-1 Alpha 2 として標準化されている 2 桁の国（地域）コードを使用することとされています。
- 具体的には、OECD ホームページ (<https://www.oecd.org/en/topics/sub-issues/international-standards-on-tax-transparency/tax-transparency-resource-centre.html>) に掲載されている CARF XML Schema (ZIP 形式) 内の「isocrstypes_v1.1.xsd」ファイルに定める国（地域）コードを使用することとなります。
- 「報告対象国」については、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 10 第 2 項第 1 号に規定されているところ、具体的には、今後順次、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令に規定される見込みです。

Q3-3 報告事項の提供データの作成時に使用する通貨コードについて、教えてください。

(答)

- 報告事項の提供データの作成時に使用する通貨コードは、ISO 4217 Alpha 3 として標準化されている 3 桁の通貨コードを使用することとされています。
- 具体的には、OECD ホームページ (<https://www.oecd.org/en/topics/sub-issues/international-standards-on-tax-transparency/tax-transparency-resource-centre.html>) に掲載されている CARF XML Schema (ZIP 形式) 内の「isocrstypes_v1.1.xsd」ファイルに定める通貨コードを使用することとなります。2026 年 8 月末現在公表されている情報では、以下のとおりとなっています。

【通貨コード】

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
UAE Dirham: UNITED ARAB EMIRATES	AED
Afghani: AFGHANISTAN	AFN
Lek: ALBANIA	ALL

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
Armenian Dram: ARMENIA	AMD
Netherlands Antillean Guilder: CURACAO; SINT MAARTEN (DUTCH PART)	ANG
Kwanza: ANGOLA	AOA
Argentine Peso: ARGENTINA	ARS
Australian Dollar: AUSTRALIA; CHRISTMAS ISLAND; COCOS (KEELING) ISLANDS; HEARD ISLAND AND McDONALD ISLANDS; KIRIBATI; NAURU; NORFOLK ISLAND; TUVALU	AUD
Aruban Florin: ARUBA	AWG
Azerbaijan Manat: AZERBAIJAN	AZN
Convertible Mark: BOSNIA AND HERZEGOVINA	BAM
Barbados Dollar: BARBADOS	BBD
Taka: BANGLADESH	BDT
Bulgarian Lev: BULGARIA	BGN
Bahraini Dinar: BAHRAIN	BHD
Burundi Franc: BURUNDI	BIF
Bermudian Dollar: BERMUDA	BMD
Brunei Dollar: BRUNEI DARUSSALAM	BND
Boliviano: BOLIVIA, PLURINATIONAL STATE OF	BOB
Mvdol: BOLIVIA, PLURINATIONAL STATE OF	BOV
Brazilian Real: BRAZIL	BRL
Bahamian Dollar: BAHAMAS	BSD
Ngultrum: BHUTAN	BTN
Pula: BOTSWANA	BWP
Belarusian Ruble: BELARUS	BYN
Historic use: Belarussian Ruble: BELARUS	BYR
Belize Dollar: BELIZE	BZD
Canadian Dollar: CANADA	CAD
Congolese Franc: CONGO, THE DEMOCRATIC REPUBLIC OF	CDF
WIR Euro: SWITZERLAND	CHE
Swiss Franc: LIECHTENSTEIN; SWITZERLAND	CHF
WIR Franc: SWITZERLAND	CHW
Unidad de Fomento: CHILE	CLF
Chilean Peso: CHILE	CLP
Yuan Renminbi: CHINA	CNY

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
Colombian Peso: COLOMBIA	COP
Unidad de Valor Real: COLOMBIA	COU
Costa Rican Colon: COSTA RICA	CRC
Peso Convertible: CUBA	CUC
Cuban Peso: CUBA	CUP
Cabo Verde Escudo: CABO VERDE	CVE
Czech Koruna: CZECHIA	CZK
Djibouti Franc: DJIBOUTI	DJF
Danish Krone: DENMARK; FAROE ISLANDS; GREENLAND	DKK
Dominican Peso: DOMINICAN REPUBLIC	DOP
Algerian Dinar: ALGERIA	DZD
Egyptian Pound: EGYPT	EGP
Nakfa: ERITREA	ERN
Ethiopian Birr: ETHIOPIA	ETB
Euro: ALAND ISLANDS; ANDORRA; AUSTRIA; BELGIUM; CYPRUS; ESTONIA; EUROPEAN UNION; FINLAND; FRANCE; FRENCH GUIANA; FRENCH SOUTHERN TERRITORIES; GERMANY; GREECE; GUADELOUPE; HOLY SEE (VATICAN CITY STATE); IRELAND; ITALY; LATVIA; LITHUANIA; LUXEMBOURG; MALTA; MARTINIQUE; MAYOTTE; MONACO; MONTENEGRO; NETHERLANDS; PORTUGAL; REUNION; SAINT BARTHELEMY; SAINT MARTIN (FRENCH PART); SAINT PIERRE AND MIQUELON; SAN MARINO; SLOVAKIA; SLOVENIA; SPAIN; Vatican City State (HOLY SEE)	EUR
Fiji Dollar: FIJI	FJD
Falkland Islands Pound: FALKLAND ISLANDS (MALVINAS)	FKP
Pound Sterling: GUERNSEY; ISLE OF MAN; JERSEY; UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND	GBP
Lari: GEORGIA	GEL
Ghana Cedi: GHANA	GHS
Gibraltar Pound: GIBRALTAR	GIP
Dalasi: GAMBIA	GMD
Guinean Franc: GUINEA	GNF
Quetzal: GUATEMALA	GTQ
Guyana Dollar: GUYANA	GYD
Hong Kong Dollar: HONG KONG	HKD

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
Lempira: HONDURAS	HNL
Kuna: CROATIA	HRK
Gourde: HAITI	HTG
Forint: HUNGARY	HUF
Rupiah: INDONESIA	IDR
New Israeli Sheqel: ISRAEL	ILS
Indian Rupee: BHUTAN; INDIA	INR
Iraqi Dinar: IRAQ	IQD
Iranian Rial: IRAN, ISLAMIC REPUBLIC OF	IRR
Iceland Krona: ICELAND	ISK
Jamaican Dollar: JAMAICA	JMD
Jordanian Dinar: JORDAN	JOD
Yen: JAPAN	JPY
Kenyan Shilling: KENYA	KES
Som: KYRGYZSTAN	KGS
Riel: CAMBODIA	KHR
Comorian Franc : COMOROS	KMF
North Korean Won: KOREA, DEMOCRATIC PEOPLE' S REPUBLIC OF	KPW
Won: KOREA, REPUBLIC OF	KRW
Kuwaiti Dinar: KUWAIT	KWD
Cayman Islands Dollar: CAYMAN ISLANDS	KYD
Tenge: KAZAKHSTAN	KZT
Lao Kip: LAO PEOPLE' S DEMOCRATIC REPUBLIC	LAK
Lebanese Pound: LEBANON	LBP
Sri Lanka Rupee: SRI LANKA	LKR
Liberian Dollar: LIBERIA	LRD
Loti: LESOTHO	LSL
Historic use: Lithuanian Litas: LITHUANIA	LTL
Historic use: Latvian Lats: LATVIA	LVL
Libyan Dinar: LIBYA	LYD
Moroccan Dirham: MOROCCO; WESTERN SAHARA	MAD
Moldovan Leu: MOLDOVA, REPUBLIC OF	MDL
Malagasy Ariary: MADAGASCAR	MGA
Denar: MACEDONIA, THE FORMER YUGOSLAV REPUBLIC OF	MKD

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
Kyat: MYANMAR	MMK
Tugrik: MONGOLIA	MNT
Pataca: MACAO	MOP
Historic use: Ouguiya: MAURITANIA	MRO
Ouguiya: MAURITANIA	MRU
Mauritius Rupee: MAURITIUS	MUR
Rufiyaa: MALDIVES	MVR
Malawi Kwacha: MALAWI	MWK
Mexican Peso: MEXICO	MXN
Mexican Unidad de Inversion (UDI): MEXICO	MXV
Malaysian Ringgit: MALAYSIA	MYR
Mozambique Metical: MOZAMBIQUE	MZN
Namibia Dollar: NAMIBIA	NAD
Naira: NIGERIA	NGN
Cordoba Oro: NICARAGUA	NIO
Norwegian Krone: BOUVET ISLAND; NORWAY; SVALBARD AND JAN MAYEN	NOK
Nepalese Rupee: NEPAL	NPR
New Zealand Dollar: COOK ISLANDS; NEW ZEALAND; NIUE; PITCAIRN; TOKELAU	NZD
Rial Omani: OMAN	OMR
Balboa: PANAMA	PAB
Sol: PERU	PEN
Kina: PAPUA NEW GUINEA	PGK
Philippine Peso: PHILIPPINES	PHP
Pakistan Rupee: PAKISTAN	PKR
Zloty: POLAND	PLN
Guarani: PARAGUAY	PYG
Qatari Rial: QATAR	QAR
Romanian Leu: ROMANIA	RON
Serbian Dinar: SERBIA	RSD
Russian Ruble: RUSSIAN FEDERATION	RUB
Rwanda Franc: RWANDA	RWF
Saudi Riyal: SAUDI ARABIA	SAR
Solomon Islands Dollar: SOLOMON ISLANDS	SBD

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
Seychelles Rupee: SEYCHELLES	SCR
Sudanese Pound: SUDAN	SDG
Swedish Krona: SWEDEN	SEK
Singapore Dollar: SINGAPORE	SGD
Saint Helena Pound: SAINT HELENA, ASCENSION AND TRISTAN DA CUNHA	SHP
Leone: SIERRA LEONE	SLL
Somali Shilling: SOMALIA	SOS
Surinam Dollar: SURINAME	SRD
South Sudanese Pound: SOUTH SUDAN	SSP
Historic use: Dobra: SAO TOME AND PRINCIPE	STD
Dobra: SAO TOME AND PRINCIPE	STN
El Salvador Colon: EL SALVADOR	SVC
Syrian Pound: SYRIAN ARAB REPUBLIC	SYP
Lilangeni: ESWATINI	SZL
Baht: THAILAND	THB
Somoni: TAJIKISTAN	TJS
Turkmenistan New Manat: TURKMENISTAN	TMT
Tunisian Dinar: TUNISIA	TND
Pa' anga: TONGA	TOP
Turkish Lira: TURKEY	TRY
Trinidad and Tobago Dollar: TRINIDAD AND TOBAGO	TTD
New Taiwan Dollar: TAIWAN, PROVINCE OF CHINA	TWD
Tanzanian Shilling: TANZANIA, UNITED REPUBLIC OF	TZS
Hryvnia: UKRAINE	UAH
Uganda Shilling: UGANDA	UGX
US Dollar: AMERICAN SAMOA; BONAIRE; SINT EUSTATIUS AND SABA; BRITISH INDIAN OCEAN TERRITORY; ECUADOR; EL SALVADOR; GUAM; HAITI; MARSHALL ISLANDS; MICRONESIA, FEDERATED STATES OF; NORTHERN MARIANA ISLANDS; PALAU; PANAMA; PUERTO RICO; TIMOR- LESTE; TURKS AND CAICOS ISLANDS; UNITED STATES; UNITED STATES MINOR OUTLYING ISLANDS; VIRGIN ISLANDS (BRITISH); VIRGIN ISLANDS (US)	USD
US Dollar (Next day): UNITED STATES	USN
Historic use: US Dollar (Same day): UNITED STATES	USS

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
Uruguay Peso en Unidades Indexadas (UI): URUGUAY	UYI
Peso Uruguayo: URUGUAY	UYU
Unidad Previsional : URUGUAY	UYW
Uzbekistan Sum: UZBEKISTAN	UZS
Historic use: Bolivar: VENEZUELA, BOLIVARIAN REPUBLIC OF	VEF
Bolívar Soberano: VENEZUELA, BOLIVARIAN REPUBLIC OF	VES
Dong: VIET NAM	VND
Vatu: VANUATU	VUV
Tala: SAMOA	WST
CFA Franc BEAC: CAMEROON; CENTRAL AFRICAN REPUBLIC; CHAD; CONGO; EQUATORIAL GUINEA; GABON	XAF
Silver: ZZ11_Silver	XAG
Gold: ZZ08_Gold	XAU
Bond Markets Unit European Composite Unit (EURCO): ZZ01_Bond Markets Unit European_EURCO	XBA
Bond Markets Unit European Monetary Unit (E.M.U.-6): ZZ02_Bond Markets Unit European_EMU-6	XBB
Bond Markets Unit European Unit of Account 9 (E.U.A.-9): ZZ03_Bond Markets Unit European_EUA-9	XBC
Bond Markets Unit European Unit of Account 17 (E.U.A.-17): ZZ04_Bond Markets Unit European_EUA-17	XBD
East Caribbean Dollar: ANGUILLA; ANTIGUA AND BARBUDA; DOMINICA; GRENADA; MONTSERRAT; SAINT KITTS AND NEVIS; SAINT LUCIA; SAINT VINCENT AND THE GRENADINES	XCD
SDR (Special Drawing Right): INTERNATIONAL MONETARY FUND (IMF)	XDR
Historic use: UIC-Franc: ZZ05_UIC-Franc	XFU
CFA Franc BCEAO: BENIN; BURKINA FASO; COTE D'IVOIRE; GUINEA-BISSAU; MALI; NIGER; SENEGAL; TOGO	XOF
Palladium: ZZ09_Palladium	XPD
CFP Franc: FRENCH POLYNESIA; NEW CALEDONIA; WALLIS AND FUTUNA	XPF
Platinum: ZZ10_Platinum	XPT
Sucre: SISTEMA UNITARIO DE COMPENSACION REGIONAL DE PAGOS "SUCRE"	XSU
ADB Unit of Account: MEMBER COUNTRIES OF THE AFRICAN DEVELOPMENT BANK GROUP	XUA

通貨名称：通貨使用国	通貨コード
The codes assigned for transactions where no currency is involved: ZZ07_No_Currency	XXX
Yemeni Rial: YEMEN	YER
Rand: LESOTHO; NAMIBIA; SOUTH AFRICA	ZAR
Zambian Kwacha: ZAMBIA	ZMW
Zimbabwe Dollar: ZIMBABWE	ZWL

Q3-4 報告対象契約に係る報告事項の提供を行った場合、当該報告対象契約が終了するまでは、毎年報告を行う必要がありますか。

(答)

- 報告対象契約に係る特定対象者の報告事項の提供を行った場合には、当該報告対象契約が終了するまで、毎年報告事項の提供を行う必要があります。
- また、その年中に、報告対象契約に係る暗号資産等取引がない場合であっても、当該報告対象契約が終了するまで、毎年報告事項の提供を行う必要があります。
- なお、RCASP は、その年中に、当該 RCASP との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者（上場法人その他の報告対象外となる者を除きます。）の締結していた報告対象契約が終了した場合には、所定の報告事項を、当該報告対象契約が終了した日の属する年の翌年 4 月 30 日までに、所轄税務署長に提供しなければならないこととされています。

【参考】

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 10 第 1 項
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第 6 条の 24 第 3 項
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 16 条の 19 第 4 項

Q3-5 報告すべき取引がないことを報告する必要がありますか。

(答)

- OECD が公表する「Crypto-Asset Reporting Framework XML Schema User Guide for Tax Administrations」に報告すべき事項がない旨の報告（いわゆる nil reporting）の記述がありますが、我が国では、報告対象契約が存在しない旨を報告する必要はありません。